

「特定ものづくり基盤技術」とは中小ものづくり高度化法に基づいて定められた以下の20分野の技術です。

金型、鍛造、鋳造、金属プレス加工、組込みソフトウェア、電子部品・デバイスの実装、プラスチック成形加工、粉末冶金、溶射、動力伝達、熱処理、溶接、めっき、部材の結合、位置決め、切削加工、織染加工、高機能化学合成、発酵、真空の維持

< ものづくり基盤技術の研究開発への支援 >

1. 助成対象企業

～戦略的基盤技術高度化支援事業～

- 「特定ものづくり基盤技術」に関する研究開発について、「中小ものづくり高度化法」の認定を受けた中小企業者が対象です。(注)申請は資金管理能力等をもつ事業管理者が行うことが必要です。
- 計画の認定を受けた中小企業者に、大学・公設試や大企業を加えた共同体(チーム)で応募することも可能です。

2. 助成期間と金額

- 1年間(原則単年度内)で行う、国費100%の委託事業です。(通常枠:5000万円上限、川下分野横断枠:1億円上限)
(注)ただし、助成資金で購入した研究機器等は原則国の所有物となります。

3. 助成対象となる研究内容

- ものづくり中小企業者が、「特定ものづくり基盤技術」を高度化をすることで、我が国製造業の競争力の向上をもたらすと認められる程度にレベルの高い研究開発です。

< ものづくり中小企業の製品実証等への支援 >

1. 助成対象企業

- 自ら開発した製品・技術等の実証や性能評価を公設試等に依頼するものづくり中小企業が対象です。

2. 助成期間と金額

- 1年(21年度内での事業完了を原則)以内で行う、定額補助(50~500万円)の補助事業です。
- 補助対象経費は、公設試等に依頼する費用(評価・検証費、研究開発費、技術指導費等)です。

3. 助成対象となる事業

- ものづくり中小企業が、販路拡大を目指し、自社の製品等について、公設試等による実証等を受ける事業です。

(注)申請に当たっては、公設試等による実証等の同意を必要とします。

< ものづくり中小企業の試作開発から販路開拓への支援 >

1. 助成対象企業

- 自ら試作開発を行うものづくり中小企業が対象です。複数の中小企業者が共同で申請することも可能です。

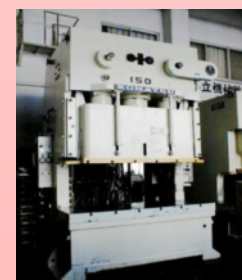
2. 助成期間と金額

- 1年間(原則単年度内)で行う、補助率3分の2(補助上限額1億円)の補助事業です。
- 補助対象経費は、人件費、機械装置等費、原材料費、外注加工費等です。

(注)購入した設備や開発の成果は中小企業者に帰属しますが、設備の転用には一定の制限があります。



< 人件費 >



< 機械装置費 >



< 原材料費 >



< 外注加工費 >

3. 助成対象となる事業

- 中小企業者が自ら行う「特定ものづくり基盤技術」を活用した試作開発とその成果に係る販路開拓等に係る取組が対象です。仕掛品を仕上げる試作開発なども対象となります。

(注)試作開発とは、技術的課題を明確にして試作したものをいいます。サンプルを作るにあたり技術的課題が存在しないものは試作開発とは認められません。

- 試作品を性能評価のために試験機関やユーザーに必要な個数無償で譲渡・貸与することも可能です。

(注)有償で譲渡するなど、営利活動に利用することはできません。